

## 第1章 イギリス

### 1. 探偵業界の現状

#### (1) 探偵の定義

イギリスでは、2001年に警備業法（Private Security Industry Act 2001）が制定され、探偵業を含めた民間警備業全般の法規制が規定された。しかしながら、探偵業に関連する規定は2005年6月時点で未施行であり、2006年1月に施行予定である。同法における探偵の定義は、同法の別表2 第1部（Schedule 2 Part1）の第4条に次の通り規定されている。なお、同法はイギリス国内のイングランド及びウェールズにのみ施行される。2006年以降に、スコットランドでも同様の制度が導入される予定である。

#### イギリス Private Security Industry Act 2001における探偵の定義

4 (1) 探偵業（Private investigation）とは、以下のいずれかの目的で行われるあらゆる監視、照会、または調査のことである。

(a) ある特定の人物、もしくはその活動や所在についての情報を得る目的

(b) 財産が滅失した状況、もしくはその手段についての情報を得る目的

（原文）

Private investigations

4 (1) This paragraph applies (subject to the following provisions of this paragraph) to any surveillance, inquiries or investigations that are carried out for the purpose of-

(a) obtaining information about a particular person or about the activities or whereabouts of a particular person; or

(b) obtaining information about the circumstances in which or means by which property has been lost or damaged.

出所：Private Investigators and Security Guards Act Schedule 2 Part 1 第4条

第4条(2)から(9)にかけては、探偵業に該当しない活動が明記されており、「市場調査」、「信用調査」、「ジャーナリズム、文学、芸術目的での情報収集活動」、「公開情報に言及する活動」、「調査対象に知られた上で、もしくは調査対象に同意を得た上で行われる情報収集活動」などが同法の探偵業の定義から除かれている。

## (2)探偵事業者数

探偵事業者数を示す統計はない。個人事業者がほとんどで、現地調査では9割以上が個人事業者であると推測する企業もあった。業界団体イギリス探偵協会(ABI: The Association of British Investigators)の会長 Newman 氏によると、探偵業界における大企業は10社未満である。したがって、探偵数とほぼ同数の探偵事業者がイギリスには存在していると言える。

大規模な企業は、調査の一部を個人で事業を行っている探偵に下請けに出すこともある。特に、調査が全国規模に及ぶ場合、各地の小さな探偵事務所に下請けに出している。例えば、ある企業からイギリス中を移動する複数の営業マンの労働状況を把握する調査を受けた場合、規模の大きい探偵事業者であれば、営業マンの行動調査はイギリス各地の個人探偵に下請けに出し、各地からの調査結果をまとめた報告書を顧客企業に提出している。

## (3)探偵数

探偵数を正確に示す統計もないが、2000年に業界団体ABIの調査ではイギリスの探偵数を約3,000人と推計している。しかしながら、業界では3,000人以上の探偵がいると考えられており、Private Security Industry Actの施行後、探偵業の監督機関となる警備業監督委員会(SIA: Security Industry Authority)では探偵数を1万人程度と見積もっている。他の複数の企業のインタビュー調査でも1万人程度という回答を得ており、タイムズ紙でも2005年1月時点の探偵数として約1万人と推計している。イギリス探偵数は1万人規模という認識が広まっていると言えよう。

イギリスの探偵は警察官出身者、軍隊出身者が多く、75%~80%に昇ると推測されている。そのため、若い探偵は少なく、35歳以上の男性が多い。女性の探偵も増えており、女性の顧客向けのサービスなどを提供している。

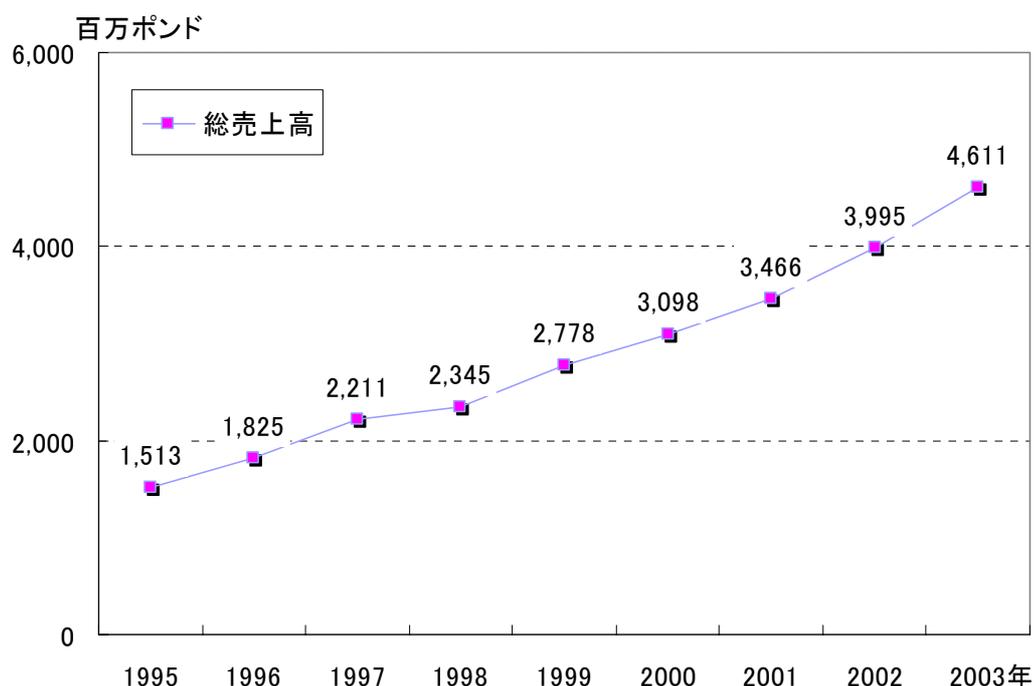
## (4)市場規模

業界団体WAPI(The World Association of Professional Investigators)では、探偵事業者の売上高を、探偵の個人事業主で年間平均約5万ポンド、個人事業以外の探偵事業者であれば年間平均約150万ポンドと推計している。個人事業主がほとんどであることから、WAPIでは2004年のイギリス探偵業界の市場規模を25億ポンドと推計している。

なお、イギリス統計局の調査では、探偵業は「調査、警備に関連する事業

( investigation and security activities ) 」に含まれており、その「調査、警備に関連する事業」の2003年の総売上高が46.1億ポンドとなっている。1995年の総売上高15.1億ポンドから8年間で約3倍に拡大している。ただし、この売上高には「調査、警備に関連する事業」には、探偵業の他に、施設警備や貴重品輸送などの警備業が含まれている。

調査、警備に関連する事業の売上高  
(探偵業以外の民間セキュリティ事業を含む)



出所：イギリス統計局 ( National Statistics ) ”The Annual Business Inquiry”より作成

#### (5)業界団体

イギリスには少なくとも6つの探偵業の業界団体があると言われている。中でも、イギリスの全国規模で活動しており、最も規模の大きい業界団体はイギリス探偵協会 ( ABI : The Association of British Investigators ) が代表的である。規模の大きさでは、WAPI ( The World Association of Professional Investigators )、IPI ( Institute of Professional Investigators ) などが続いている。インタビュー調査では、各団体の規模は、ABI 会員数が約500人、WAPIの会員が約300人、IPIの会員が約250~300人との回答を得た。

The Association of British Investigators (ABI) <http://www.theabi.org.uk/>

イギリス探偵協会 ( The Association of British Investigators ) は 1913 年に設立された The British Detectives Association を母体としており、イギリスで最も歴史ある探偵の業界団体である。

個人会員のみで構成されている。会員種別として、正会員 ( a full ordinary member )、準会員 ( an associate member ) の他に、アフィリエイト会員 ( an affiliate member ) と海外会員 ( an overseas member ) がある。正会員、準会員のいずれの場合でも、18 歳以上で、入会時にインタビュー等の厳格な審査を受けることになっている。加えて、正会員なるためには最低 2 年の実務経験が必要である。年会費は、正会員で 127 ポンド ( 付加価値税込み )、準会員で 105 ポンド ( 税込み ) である。年会費の他に会員申請の際に、58.75 ポンド ( 税込み ) の申込み料が必要である。会員は約 500 人でその 1 割が女性である。

イギリス探偵協会の母体の The British Detectives Association が 1913 年に設立されているように、イギリスには古くから探偵業が産業として成り立っていた。しかし、これまで探偵業にかかる法規制はなかったことから、イギリス探偵業協会が主導となり、探偵の質の向上に努めるため、長年にわたり探偵業界の自主規制を行ってきた。

また、同時に探偵業法の制定に向けたロビー活動を過去半世紀以上も行ってきた。その活動が 1990 年代半ばに実を結び、2001 年に警備業法が制定され、探偵業に対する法規制も導入された。なお、警備業法が制定されたものの、同法の探偵業にかかる規定は未施行であり、2006 年 1 月に施行予定である。( 後述 )

他にも、1998 年データ保護法 ( Data Protection Act 1998 ) の施行時において、会員向けにデータ保護法に関するセミナーを開催し、データ管理者の届出制度について解説した手引書を作成している。

また、犯罪記録局 ( Criminal Record Bureau ) の登録団体となったことで、ABI 会員は、調査業務において個人の犯罪歴の確認を行うことができる。ただし、条件が制限されており、子どもを含む弱者を対象に仕事を行う人 ( バス運転手等 ) などの犯罪歴を、その者の雇主が顧客で要請がある場合にのみ、犯罪記録局のデータにアクセスすることができる。ABI 会長によると、今のところ会員がこの ABI のサービスを利用することはほとんどない。

## 2. 探偵の業務内容

### (1)業務内容

主な顧客は、保険会社等の金融機関や事務弁護士（solicitor）である。個人顧客もいるが、インタビュー調査によると割合は50%未満のようである。

保険会社が顧客の場合、保険金詐欺を防ぐための調査が多い。交通事故調査や労災調査を行い、保険金を不正に取得していないかを調査し、その証拠を収集する。例えば、交通事故で歩けないはずの人が、実際には元気に歩いていれば、その写真を撮影したり、そのことを証言してくれる証人を探したりする。企業相手の業務では、他にも提携予定企業のデューデリジェンス（Due Diligence：信用調査）、雇用時の身辺調査（background check）も行っている。

事務弁護士の依頼は、弁護士が担当する民事・刑事裁判の弁護資料となる証拠や情報収集する仕事を中心である。被告の弁護できる証人・目撃者の捜索や被告人への法律文書の手渡しなどを行う。他にも、遺産相続のために遺族・親族の捜索や夜逃げ者の捜索などの人探しも多い。

個人顧客では、子どもの時に養子に出された人から実の両親を探す調査や浮気調査などの夫婦関係に関する調査などを行っている。

### (2)料金体系

料金は事業者によって様々である。時間制で料金を請求することが多く、調査時間が長いほど料金も高くなる。インタビュー調査を行った企業の調査費は1時間30～35ポンドであった。調査費の高い企業では1時間75～85ポンドもするところもある。その他、交通費、車のガソリン代などの実費を請求するところもある。

企業顧客の場合、レポートで調査依頼を受けることが多く、顧客との信頼関係が重要となっている。

### (3)探偵に対する教育訓練の状況

探偵業は調査業である。そのため、警備員などの他の民間セキュリティ業と異なり、探偵業では法学、会計学、心理学、カウンセリング等の知識が必要となっている。

しかし、Private Security Industry Actの施行前の現時点では、探偵の教育訓練の義務はない。そのため、教育訓練は探偵事業者各自の社内研修やOJTに任されている。ただし、9割以上の探偵事業者が家で個人事業として行っているため、従業員に対して研修を行う余裕のある探偵事業者は限られる。

探偵企業が設立した民間の探偵教育訓練機関もあり、探偵業務のノウハウや探偵企業の経営について教えている。一つの教育訓練機関で一ヶ月 20 人程度を教えている。ある民間の訓練機関での教育内容は主に次の科目である。

ある民間教育訓練機関での主な教育科目（抜粋）

・情報の収集方法	・証拠提出、法廷でのスキル
・行方不明者の搜索	・調査における法医学
・監視テクニック	・うそ発見器の理解
・インタビュー、尋問方法	・個人情報保護法
・証言メモのとり方	・消費者信用法
・盗難、詐欺の調査方法	・経理、簿記
・おとり調査	・マーケティング 等

出所：Academy of Professional Investigation資料より抜粋

なお、NVQ（National Vocational Qualification：国家職業資格）に調査業務（investigation）資格がある。上記の民間の教育訓練機関での研修を修了し、探偵として業務を開始すれば、NVQ in Investigations（NVQ 調査業務資格）レベル 3 以上を取得することができる。

NVQ とは 1986 年に始まった政府による職業資格制度である。NVQ における探偵に関連する資格としては NVQ in Investigations（NVQ 調査業務資格）のレベル 3 とレベル 4 がある。レベル 4 は調査実務に従事するために必要な内容を習得する資格に対して、レベル 3 は調査実務補助に必要な内容を習得する資格である。

また、それまでの職歴で培った経験やスキルをもとに、新たな教育訓練を受けずに探偵業界に参入する者もいる。元警察官や元軍人の探偵は、前職の経験・スキルが探偵業務に関連していることが多い。

#### (4)探偵の違法行為、トラブル内容

件数は不明だが、探偵による業務上の違法行為は多いとみられている。監督機関となる SIA に対するインタビュー調査では、違法行為の多さが規制法制定の一因となったことが分かった。違法行為の内容は、脅迫・恐喝（金銭の要求等）、裁判の妨害（証人からの不当な情報収集）、手紙の盗み見、盗聴などである。2002 年には、違法な情報収集手段を示した探偵のマニュアルの存在が明らかになった。別人になりすましての情報収集方法や、盗聴、手紙の盗み見の方法などが示されており、一部の探偵は現在でもこのマニュアルを利用していると考えられている。実際、2002 年 11 月には、

別人になりすまして、イギリス雇用・年金省から個人情報収集しようとした探偵二人が逮捕、起訴され、有罪判決を受けている。

ただし、インタビュー調査によると、探偵事業者にとっては合法行為と違法行為の区別が難しい。例えば、浮気調査の場合、探偵が顧客の家に盗聴器を仕掛ければ探偵は違法となるが、顧客が自分の家に仕掛ければ探偵が違法行為をしたことにはならない。

それでも、法が施行され、ライセンス制が導入されれば、違法行為をしたライセンス探偵はライセンスを取り消されるため、探偵による違法行為は減少すると予想されている。

他にも、データ保護法 ( Data Protection Act ) 違反により逮捕される探偵が年に何人かいる。2004 年では 35 人であった。

顧客からの苦情は業界団体や公正取引局 ( Office of Fair Trade ) などに集まることが多い。法の施行後は、SIA にも苦情やトラブル相談が寄せられることになるだろう。なお、業界団体 ABI では倫理規定を作成し、ABI や探偵業界の名誉を傷つける行為をした探偵を除名処分している。そのため、ABI 会員にかかわる苦情やトラブルは少なく、2004 年で 3 件だけであった。

苦情・トラブルの内容としては、料金にまつわるトラブルや調査を真面目に行わない悪徳業者に対する苦情などが多い。

### 3. 探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況

#### (1)探偵業関連法令

イギリスにおける探偵業の関連法令は、2001年に制定された警備業法（Private Security Industry Act 2001）である。同法は、警備業や探偵業等の民間のセキュリティサービス業に対する法律である。同法は段階的に施行されており、探偵業に関連する規定は2006年1月に施行予定である。同法により設立された外郭公共団体（Non-Departmental Public Body）の警備業監督委員会（SIA: Security Industry Authority）が、同法の下、探偵業を含めたセキュリティサービス業界全般を監督する。

#### イギリスの探偵業関連法

<p>・ Private Security Industry Act 2001 （ただし探偵に関連する部分は未施行。2006年1月より施行予定）</p>
--

2006年1月の同法の施行により、探偵業にライセンス制（免許制）が導入される予定である。探偵のライセンスは個人に対して発行し、探偵本人だけでなく、探偵事業者の経営者、雇用者等もライセンスが必要となる。2007年1月以降は無免許の探偵及び探偵事業者は違法となり、違法の探偵及び探偵事業者に調査を依頼することも違法行為となる。ともに、6ヶ月未満の禁固刑もしくは5,000ポンド未満の罰金刑（または禁固刑と罰金刑の双方）となる。（Private Security Industry Act 2001 Section 3（6））

#### (2)探偵業関連法制定の背景

以前より業界団体はライセンス制の導入を要望していた。業界団体ABIは1950年代からライセンス制の導入に向けたロビー活動を内務省に対して行っており、別の業界団体WAPIも具体的な制度案を内務省に提案していた。そこで、1950年代後半から政府内で規制の導入が検討された。

しかし、当時の検討体制は、CBI（Civil Business Institute）、政府、警察、有識者などであり、探偵業界の関係者は含まれていなかった。そのため、検討委員会からの提案に対する反発が探偵業界内では大きく、探偵業界は検討委員会の規制案を受け入れず、当時の規制案は廃案となった。

また、規制案では、規制する主体が警察であったことも探偵業界の反発につながった一因となった。探偵は刑事裁判での被告人の弁護資料に関する調査を行うことが多

いため、訴追側の警察機関が弁護側の探偵業を規制しては、公平な司法が守られないという観点からである。

その後、2000 年ごろから再び探偵業界のロビー活動が活発化し、さらに顧客からの規制要望が増えるようになった。詐欺まがいに料金を搾取する悪徳業者や探偵の違法行為が目立ち始めたことが背景にある。

国内のロビー活動に加えて、他の EU 諸国の動向も影響している。スペイン、イタリア、オランダ、ベルギーで民間セキュリティ業界に対する法律ができ、探偵業界にもライセンス制が導入された。EU では制度を統一するという方向性があり、これら EU 諸国でのライセンス制導入により、制度のない国には圧力がかかり、イギリスでも規制法の制定につながった。

### (3)探偵業及び探偵にかかる規制

警備業法の探偵に関連する条項が施行されれば、イギリスで探偵に従事する者はライセンス(免許)を取得しなければならない(Private Security Industry Act Section 3)。個人に対するライセンスであるが、調査を行う探偵本人だけでなく、探偵の雇用者、探偵事業者の経営者もライセンスが必要となる。警備業法が適用される民間セキュリティサービス業に対するライセンスの交付権、認可権は SIA にあるため、探偵のライセンスも SIA により交付される。

探偵ライセンスの要件は、身元証明( proof of identification )、犯罪歴のないこと、探偵としてふさわしい能力を有すること ( competency ) の三点である。能力審査の在り方、犯罪歴チェックの基準、申請手続き等の詳細については、SIA 及び SIA を管轄する内務省と探偵業界の代表が協議を重ねている。

2005 年 4 月時点では、年齢要件は 18 歳以上で、ライセンス申請は探偵事業者(企業)を通して行う予定である。(施行日までにこれらの要件、手続きが変更される可能性はある)

#### 犯罪歴チェック

犯罪歴については、申請時に少なくとも過去 5 年間の犯罪歴をチェックする予定である。少なくとも過去 2 年間で有罪判決、警告 ( caution, warning ) の犯罪歴が確認されれば、ライセンスは交付されない。また、SIA が重大犯罪とみなす犯罪歴(暴行、武器、麻薬、窃盗、詐称などに関連する犯罪歴)が、少なくとも過去 5 年間にある場合もライセンスは交付されない。なお、ここでの年数は、犯罪に対する

処分が終了した時点からの年数であり、犯罪に対する判決が出た時点からの年数ではない。

しかしながら、前科があればライセンスを取得できないわけではない。犯罪歴がある場合は、SIA が次の三つの観点から考慮し、ライセンス交付の是非を検討する予定である。

- ・過去に犯した犯罪と探偵業務の関連性
- ・過去に犯した犯罪の重大性
- ・罪を犯してからの経過年月

今後、SIA は探偵業務と関連性の高い違法行為のリストを公表する予定である。

## 能力

SIA は職業訓練の修了を探偵ライセンスの要件の一つに加える予定である。しかし、2005 年 5 月時点では、どのような内容の訓練にするのか、どの機関で訓練を受けるのかなどの詳細については決まっていない。

インタビュー調査によると、探偵の能力についての国家基準は、SIA が SITO (Security Industry Training Organization) に委託して、調査業務に関する National Occupational Standard for Investigation (NOS : 国家職業基準) という新たな国家基準を現在作成中である。ただ、作成される基準は全く新しいものではなく、既存の基準を改正する程度になるとみられる。具体的には、NVQ( National Vocational Qualification : 国家職業資格) の調査業務資格のレベル 3、レベル 4 をベースにして、より範囲を広げ、シンプルにする予定である。

SITO のワーキンググループは 2005 年 6 月に調査業務の NOS の基準を固め、報告書を提出する予定である。その後、SIA が報告書を受けて、2005 年 11 月までに探偵ライセンスに必要な能力水準を発表する予定である。

なお、NOS は探偵だけでなく、警察や会計士、事務弁護士 (solicitor)、政府や軍関係者など調査 (investigation) を行う職種すべてに適用できる基準にする予定である。

### 能力基準策定スケジュール

2005 年							2006 年
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
SITO の報告書					SIA による基準の公表 ( NVQ レベル 3, 4 程度 )		法施行

未定事項が多いため、具体的な教育内容も未定であるが、SIA によると探偵が業務上知らなければならない法律（監視、盗聴、ハラスメント等の違法行為に関する内容）などが中心になるとのことである。

また、探偵の能力基準は既存の NVQ レベル 3, 4 程度になるため、既に NVQ レベル 3 もしくはレベル 4 の資格を有する探偵であれば、能力審査を免除することを業界は求めている。

当初、SIA はより高い水準の設定を考えていたが、2006 年 1 月の施行開始までに時間がないことと、時間が少ない一方でライセンスを必要とする人（探偵等）が多いことを理由に、水準が低く設定されるようになった。現在では、SIA は、初めから高水準を求めるよりも、低い水準から始めて、徐々にレベルを上げれば良いと考えている。

他にも、現状では、SIA が認定する教育訓練機関において所定の職務訓練を完了すること、もしくは SIA が教育訓練機関として認定した探偵事業者であれば、自社の社員に対する能力テスト（インタビュー準備から報告、書類の提出まで等）を行い、上司が SIA の定める能力水準に基づいて評価することで能力チェックを実施することなどが検討されている。

ライセンスの有効期限は 3 年間とする予定である。ライセンス取得料金は 190 ポンド程度と予想されているが、まだ決まっていない。SIA も料金に関する発表は行っておらず、現在協議中である。

イギリスの探偵ライセンス取得の要件（予定）

要件	内容
年齢	18 歳以上
職業訓練	探偵業務に関連する法律などを中心とする内容。 SIA が認定する教育訓練機関において所定の教育を修了すること。 教育訓練機関に認定された探偵事業者であれば社内での能力テストで代替可能。 認定機関、履修内容の詳細については協議中。
犯罪歴	以下の者にはライセンスは交付されない。 ・過去 2 年間で有罪判決、警告（caution, warning）の犯罪歴を有する者 ・過去 5 年間で SIA が重大犯罪とみなす犯罪歴（暴行、武器、麻薬、窃盗、詐称などに関連する犯罪歴）を有する者
その他	上記に以外の犯罪歴がある場合は、以下の点を考慮し、ライセンスの交付の是非を判断する ・過去に犯した犯罪と探偵業務の関連性 ・過去に犯した犯罪の重大性 ・罪を犯してからの経過年月

イギリスにおける探偵ライセンスの取得料（予定）

ライセンス取得料	有効期限
190 ポンド程度（協議中）	3 年間

SIA はライセンス取得者の記録を作成することになっている。法の施行後は、無免許の探偵に調査依頼を出すことも違法となるため、SIA はライセンス探偵のリストを公開する予定である。なお、無免許の探偵が広告を出すことも、イエローページ（電話帳）に探偵として載せることも違法となる。

また、SIA は無免許での営業や無免許探偵への依頼を取り締まることにもなっている。SIA はワーキンググループを設置し、業界団体や地方自治体と協力して、無免許での営業の予防に努める予定である。

#### 4. 個人情報保護法令による影響

##### (1)個人情報保護法令の概要

イギリスでは、1984年にデータ保護法(Data Protection Act 1984)が制定されていたが、1995年10月のEUの個人情報保護指令(「個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の指令(95/46/EC)」)を受けて、1984年法を全面的に改正し、1998年データ保護法(Data Protection Act 1998)を制定した(1998年法制定にともない、1984年法は廃止)。1998年データ保護法は2000年3月1日から施行されている。

1998年データ保護法(以後、データ保護法とする)では、「単独もしくは他者とともに、個人情報を処理する目的及び方法を決定する者」を「データ管理者(a data controller)」と定義し、同法の適用対象としている。データ保護法では、データ管理者にデータ保護8原則の遵守義務や監督機関の情報コミッショナー(the Information Commissioner)への登録義務などを課している。委託などにより「データ管理者の代理として、個人情報の処理を行う者」を「データ処理者(a data processor)」と定義されているが、同法ではデータ処理者に対する義務は課していない。なお、「個人情報の主体」を「データ主体(a data subject)」と定義されている。

##### イギリスのデータ保護法におけるデータ管理者の義務等(概要)

適用対象	データ管理者(a data controller) (データ管理者の代理として、個人情報を処理する者をデータ処理者としているが、同法ではデータ処理者に対する特別な義務はない)
主な義務	・データ保護8原則の遵守 ・情報コミッショナーにデータ管理者としての登録
データ保護8原則	1. データ主体の同意の上で、公正かつ合法に個人情報を処理しなければならない。(ただし、同意不要の例外あり) 2. 明確かつ合法的な目的以外での個人情報を収集してはならない。並びに、当該目的以外での個人情報を処理してはならない。 3. 当該目的に必要な個人情報を収集してはならない。 4. 個人情報は正確でなければならない。必要であれば、最新の状態にしなければならない。 5. 当該目的で必要とする期間以上に個人情報を保管してはならない。

	<p>6. データ保護法に定めるデータ主体の権利に基づいて個人情報処理をしなければならぬ。</p> <p>7. 適切な技術、組織的な方法を用いて、個人情報のセキュリティを確保しなければならぬ。</p> <p>8. 個人情報保護が不十分な他国、地域に個人情報を移転してはならぬ。</p>
--	--

データ保護第1原則により、個人情報を処理する場合、次のケースを除き、データ管理者はデータ主体による同意が必要である。

データ主体の同意が不要な個人情報の処理

条項	データ主体の同意が不要なケース
データ保護法 第29条	犯罪防止・捜査、犯罪者の逮捕・訴追、公租公課の徴収もしくはその他類似のものに必要となる場合
同法 第35条	個人情報の処理が、法令上の要請もしくは法的手続き（法的手続きの見込みを含む）の目的、または法的助言を得る目的もしくは法的権利の実施・防衛目的で必要となる場合
同法 別表2（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ管理者が従わなければならない法律により必要となる場合</li> <li>・ データ主体の重要な利益保護となる場合</li> <li>・ データ管理者もしくは開示先の第三者の法的利益の追求となる場合</li> </ul>

（注）上記のデータ保護法 別表2は抜粋であり、実際は全6条ある。データ保護8原則では、この別表2全6条のうち、少なくとも一つを満たさなければならない。「データ主体による同意の必要性」はその全6条の一つである。

なお、データ保護法 第35条はデータ保護第1原則の例外を規定しているだけでなく、第2原則から第5原則及び第三者への個人情報非開示についての例外条項にもなっている。すなわち、第35条で示す目的であれば、本人の同意なくデータ主体の個人情報を開示してもよいことになっている。

## (2)個人情報保護法令の影響

### 探偵への適用

データ保護法は公的部門、民間部門全てに適用されるため、探偵にも適用される。しかしながら、探偵を法律上のどの立場に位置付けるかは、法の解釈の分かれるところであり、探偵事業者によってデータ保護法の対応は異なっている。

顧客の代理人として、情報を収集しているため、データ保護法により義務を課されている「データ管理者」ではなく、データ保護法上の義務がない「データ処理者」と自らを位置付ける探偵事業者が多い。業界団体 ABI と WAPI によると、データ処理者であれば情報コミッショナーへの登録義務はないため、情報コミッショナーに登録している探偵は 30～50%にとどまっている。実際、インタビュー調査を行った企業の契約書では、契約条項に調査の目的が合法であることと明記されているが、個人情報の取り扱いについては、顧客をデータ管理者、企業をデータ処理者と規定していた。

一方、業界団体 ABI では、探偵は主体的に情報を収集・処理する以上、データ管理者であり、データ保護法に規定されている義務を負うと考えている。ABI 会員にも、契約書で探偵事業者を「データ管理者」として規定するように勧めている。

ABI の会長によると、情報コミッショナーは探偵の登録状況の悪さに懸念を示しており、今後、情報コミッショナーによる何らかの対策が講じられる可能性がある。また、インタビュー調査では、ライセンス制が始まると登録の必要性が広まるとの意見も得た。

### データ保護法の影響

探偵をデータ管理者とデータ処理者のいずれに位置付けても、データ保護法の影響はあまり大きくない。探偵をデータ管理者と位置付けた場合でも、データ主体の同意を不要とするデータ保護法 第 29 条や第 35 条の除外条項が探偵の活動にも適用されるからである。保険詐欺調査や被告人弁護資料収集など探偵の業務のほとんどが、犯罪防止・捜査、法的手続き、顧客の法的利益の実施の目的であり、第 29 条、第 35 条が適用されるとの解釈がなされている<sup>1</sup>。

探偵の調査に除外条項が適用されるにもかかわらず、データを保有するデータ管

---

<sup>1</sup> Richard J Newman, “Data Protection A Best Practice Guide for Professional Investigators”, Hampshire, October 2003, 34 ページなど

理者から個人の情報を収集する際、データ保護法を盾に情報が開示されないことが増えた。犯罪防止、法的利益の追求目的であっても、情報の開示はデータ保護法上の義務ではないからである。データ保護法では、本人の同意なしに開示することができるケースを規定しているだけである。

データ保護法よりも人権法( Human Rights Act 1998 )による影響の方が大きいという意見もある。選挙人名簿へのコンピュータでのアクセスが人権法により制限され、現在では3割の名簿しかアクセスできなくなり、それ以外は各自治体の窓口でなければ開示されなくなったためである。

## 5 . 業界の課題

### ライセンス制導入による影響

ライセンス制が開始をされれば、探偵の数は減ると予想されている。ライセンス制が導入されても、ライセンスを取得しない既存の探偵が多いと考えられているからである。インタビュー調査では既存の探偵の 50%程度ではないかとの意見もあった。退職警察官として年金をもらっており、小遣い稼ぎとして探偵業を行っている者も多く、これらの探偵はコストと手間がかかるライセンス取得に積極的でない。それでも仕事量は現在より減らないので、今後、探偵一社当たりの仕事量が増えると思われる。

長年探偵業を行っており、評価の高い探偵が、ライセンス制導入を機に探偵業を辞めるとなると業界としても惜しい。しかし、わざわざライセンスを取得することは面倒である。そこで、ライセンス制への移行措置として、評価の高い特定の業界団体の会員であれば、無条件にライセンスを発行する仕組みを、業界団体は SIA 等と協議している。

また、ライセンス制が導入されると、無免許の探偵を雇って調査を依頼することも、イエローページに無免許の探偵を掲載することも違法となる。しかし、このことが一般にあまり認知されていない。

そこで、業界団体 WAPI では探偵の顧客となる企業や弁護士、イエローページ業者などに違法性に関する情報提供活動を行っている。WAPI は任意でこの活動を行っており、本来は SIA や政府が告知活動を行うべきであるとの指摘もある。

### 統一ライセンスについて

イギリスは EU の加盟国として、EU 指令にも準拠しなければならない。EU 指令には、EU 内のどの国でも同じ職業をする権利があるとされている。

しかし、イギリスの Private Security Industry Act はイングランドとウェールズだけにライセンス制を導入する法律であり、同法の下で取得したライセンスは他の EU 諸国では有効ではない。そのため、EU 内の職業の自由に違反する可能性がある。事実、スペインではスペインの法律で、探偵になるにはスペイン国内の大学の学位が必要とする条項があったが、EU 裁判所に訴えられ、EU 指令を下にこの条項が無効とする判決が出た。ベルギーの法律では、ベルギーでの探偵はベルギー国籍が必要とする条項を加えていたが、これも EU 裁判所に訴えられた。イギリスの Private Security Industry Act も EU 裁判所に訴えられれば、変更を余儀なく

されるかもしれない。

このようなことを防ぐために、イギリスの探偵業界は全 EU 諸国で有効な統一ライセンスの導入を求めており、各国の業界団体に提案している。

しかしながら、監督機関の SIA は EU ライセンスの導入に否定的である。理由は、EU 内にはドイツのようにライセンス制度がない国もあり、ライセンス制を導入していても、各国で求める探偵の要件・基準が違いすぎるからである。

SIA では、EU 諸国で取得したライセンスを他国でも有効とする相互認証の仕組みの導入が現実的と考えている。ただし、他国にも英国のライセンス要件と同等レベルの基準の採用を求めることになるため、各国との調整が難航することが予想されている。

#### その他の課題、今後の展開

監督機関の SIA はライセンス制度とは別に、探偵業界にも認可契約業者制度 (Approved Contractor Scheme) の導入を検討している。これは事業者の資格であり、任意の制度とする予定である。例えば ISO9000 シリーズに相当する基準など、探偵事業者としての基準を設ける予定である。2005 年 10 月から試験的に開始する。

また、業界団体 ABI によると、探偵（もしくは探偵事業者）に損害保険への加入を義務付ける仕組みを、EU が主導となって検討している。保険は、調査結果に不満を持つ顧客に訴えられた場合などの法的リスクを補償する内容を含む。EU での検討後、EU 指令等で保険への加入が義務化されれば、英国内でも適用され、保険料を払えない探偵事業者は廃業することになるかもしれない。なお、業界団体 ABI では既に同様の保険を提供しているが、任意保険である。